

T&M通信

～税務と経営～

2021年6月号

今月の経営チェックポイント✓

- 住民税の特別徴収（給料からの天引）額が令和3年分になります。
- 住民税の普通徴収の方の第一期分の納付期限は6月末日です。
- 6月、7月決算法人の方は、賞与等決算の対策の準備をして下さい。
- 当事務所におきましてもクールビズの推進を行います。何卒よろしくお願い致します。



納税期限スケジュール

- 所得税の予定納税額の通知と納付
原則として前年に15万円以上所得税を納められた方は予定納税が必要になります。予定納税額は6/15までに税務署から通知があります。
第1期納付期間：7/1～8/2（振替日：8/2）
第2期納付期間：11/1～11/30（振替日：11/30）
- 所得税の予定納税額の減額申請
予定納税が必要な方で前年度より大幅に所得が減少する見込みがある場合には、予定納税の減額申請が可能です。申請期限：7/15
- 労働保険の申告・納付
労働保険の加入事業所は令和2年度の確定労働保険料と令和3年度の概算労働保険料の申告と納付が必要です。申告納付期間：6/1～7/12

着眼点「6月の社会情勢と税制改正」

税理士 田中 彰

6月になりました。20日まで東京・大阪・京都など9都道府県の緊急事態宣言が延長され、神奈川等の5県のまん延防止等重点措置も同様の延長（石川・熊本・群馬の3県は13日まで）が発出されました。宣言地域に北海道と沖縄が含まれているのは都心からの人流による結果と考えられるので気の毒な気がします。休業要請や時短要請が課される、特に飲食業の方々中心にご苦勞は想像を超えるものですが、今しばらく頑張ってください。

また今月は梅雨の最中でもあり、大雨に対する警戒や季節の変わり目に対する体調管理にも配慮する必要があります。このように書くと今月はネガティブなことが多いですが、コロナワクチンの接種が進み、コロナ禍終焉に向けてのターニングポイントの月になる予感がします。また、ジューンブライドの言い伝えのある月でもあります。

さて、今年度つまり令和3年度の税制改正ですが、我が国が不幸にして経験したコロナ社会に対応すべく改正または創設が行われたと考えられています。今回は紙面の都合上、項目の全部あるいは詳細な説明は割愛しますが、例えば「事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度（デジタルトランスフォーメーション投資促進税制）は、ポストコロナ社会の構造転換に向けて経済の好循環の実現や暮らしと民需の下支えの観点から創設されたと言われます。

また、デジタル社会の足枷になっていた書類への押印義務が見直しされ、税務関係書類においても今年度税制改正により原則的に押印を要しないこととなりました。例外として押印が必要な書類は、

①担保提供関係書類及び相続税の物納手続き関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類

②相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類

③国税犯則調査手続きにおける質問調書等への押印は、刑事訴訟手続きに準じた取り扱いとされます。

これらの手続きは、地方税関係の申告書等についても国税と同様、原則として押印不要の扱いとなります。「署名」についても本見直しの趣旨を踏まえ不要となります。

つまり、認印の押印については不要となりますが、印鑑登録をした実印には意義があり、今後も押印の制度が存続するので誤解のないようにしてください。不動産の売買契約や登記、商業登記など取引行為の本人確認のため重要な役割を果たし、実印の押印は今後も必要ということです。

最後に、押印不要により電子申告を迅速に行うことは可能ですが、皆様への事前説明は怠れません。当事務所の取り扱いとして、決算など業務のご承認として今後も押印（認印を含む）をお願いすることがあります。ご理解ご協力の程、何卒よろしく願いいたします。

（参照）「令和3年度税制改正早わかり」大蔵財務協会

●2021年の祝日について

2021年は昨年の東京オリンピックが延期されたこともあり、例年とは違う祝日になっています。ネットのカレンダーは正しい祝日となっていますが、2021年1月始まりのカレンダーは印刷等の都合で間に合っていないものが多いのでお気を付けください。

- ・海の日（本来は7月第3月曜日） ⇒五輪開会式前日の7月22日
- ・スポーツの日（本来は10月第2月曜日） ⇒開会式当日の7月23日
- ・山の日（本来は8月11日） ⇒閉会式の8月8日とし、翌9日が振替休日

実際にオリンピックが開催されるかは微妙なところではありますが、2021年の祝日は以上のように変わるので、注意していただければと思います。

（文責：井上 知己）

●月次支援金

6月中に申請受付が開始となることもあり、月次支援金についてご質問を受けることが増えてまいりましたので、簡潔にご紹介させていただきます。

<給付対象> 下記①と②両方を満たす必要があります。

- ①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
- ②上記措置が実施された月の売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること

<給付額>

（2019年または2020年の基準月の売上）－（2021年の対象月の売上）

※上限額 中小法人等 20万円/月 個人事業者等 10万円/月

<給付対象外となる場合>

- ・時短協力を受給している場合
- ・取引時期の調整など、対象措置と関係なく売上減少している場合

対象月が限られていることや時短協力金受給者を対象外とすることから、持続化給付金よりも給付対象は少なくなるように思います。※詳しくは経産省 HP (https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html)

（文責：田中 ひとみ）